

東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議会則

(設置)

第1条 東北地方太平洋沖地震による東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「事故」という。）は、県内各方面に深刻な影響を与えつつあり、県内の各団体等の一致団結した対応が求められていることから、総合的な対策の検討や情報提供・情報共有などを行うため、県内の産業界や消費者団体、有識者、自治体等で構成する東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議（以下「県民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 県民会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 事故による被害に係る総合的な対策に関すること。
- (2) 国等への要望等に関すること。
- (3) 事故による損害賠償請求に関すること。
- (4) その他必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 県民会議は、別表1に掲げる団体の長、有識者、自治体の長等をもって構成する。

2 県民会議に会長及び副会長を置き、構成員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(幹事会)

第4条 県民会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、構成員間の情報交換を行うとともに、県民会議の所掌事務のうち軽易な事項等について協議する。

3 幹事会の幹事は、別表2に掲げる団体から、それぞれ1名以上を選任する。

4 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事会を構成する者の互選により選出する。

5 幹事長は、幹事会の会務を総理する。

6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 県民会議の会議は会長が、幹事会の会議は幹事長が、それぞれ必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会長又は幹事長は、必要に応じ、議題に関係のある構成員のみを招集し、会議を開催することができる。

3 会長又は幹事長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 県民会議の庶務は、宮城県復興・危機管理部原子力安全対策課において処理する。

(雑則)

第7条 この会則に定めるもののほか、県民会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成23年9月12日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

団体名等	団体名等
《農林水産業関係団体》 5 団体 宮城県農業協同組合中央会会長 宮城県漁業協同組合代表理事組合長 宮城県森林組合連合会代表理事会長 一般社団法人宮城県畜産協会会長 宮城県土地改良事業団体連合会会長 《商工業関係団体》 5 団体 宮城県商工会議所連合会会長 宮城県商工会連合会会長 宮城県中小企業団体中央会会長 一般社団法人みやぎ工業会会長 一般社団法人日本旅行業協会東北支部支部長 《保健医療福祉関係団体》 5 団体 公益社団法人宮城県医師会会長 一般社団法人宮城県歯科医師会会長 公益社団法人宮城県放射線技師会会長 一般社団法人宮城県薬剤師会会長 公益社団法人宮城県看護協会会長 《交通運輸関係団体》 3 団体 公益社団法人宮城県トラック協会会長 公益社団法人宮城県バス協会会長 東北港運協会会長 《消費者団体》 1 団体 宮城県生活協同組合連合会会長理事 《教育・文化団体》 5 団体 宮城県私立中学高等学校連合会会長 一般社団法人宮城県私立幼稚園連合会理事長 一般社団法人宮城県保育協議会会長 宮城県 P T A 連合会会長 仙台市 P T A 協議会会長 《法曹関係団体》 2 団体 仙台弁護士会会長 東北税理士会宮城県支部連合会会長	《有識者》 2 名 宮城県環境審議会会長 宮城地区緊急被ばく医療ネットワーク会議委員長 《市町村等》 3 6 団体 仙台市長 石巻市長 塩竈市長 気仙沼市長 白石市長 名取市長 角田市長 多賀城市長 岩沼市長 登米市長 栗原市長 東松島市長 大崎市長 富谷市長 蔵王町長 七ヶ宿町長 大河原町長 村田町長 柴田町長 川崎町長 丸森町長 亘理町長 山元町長 松島町長 七ヶ浜町長 利府町長 大和町長 大郷町長 大衡村長 色麻町長 加美町長 涌谷町長 美里町長 女川町長 南三陸町長 宮城県知事

別表 2 （第 4 条関係）

団体名等	団体名等
《農林水産業関係団体》 5 団体 宮城県農業協同組合中央会 宮城県漁業協同組合 宮城県森林組合連合会 一般社団法人宮城県畜産協会 宮城県土地改良事業団体連合会 《商工業関係団体》 5 団体 宮城県商工会議所連合会 宮城県商工会連合会 宮城県中小企業団体中央会 一般社団法人みやぎ工業会 一般社団法人日本旅行業協会東北支部 《保健医療福祉関係団体》 5 団体 公益社団法人宮城県医師会 一般社団法人宮城県歯科医師会 公益社団法人宮城県放射線技師会 一般社団法人宮城県薬剤師会 公益社団法人宮城県看護協会 《交通運輸関係団体》 3 団体 公益社団法人宮城県トラック協会 公益社団法人宮城県バス協会 東北港運協会 《消費者団体》 1 団体 宮城県生活協同組合連合会 《教育・文化団体》 5 団体 宮城県私立中学高等学校連合会 一般社団法人宮城県私立幼稚園連合会 一般社団法人宮城県保育協議会 宮城県 P T A 連合会 仙台市 P T A 協議会 《法曹関係団体》 2 団体 仙台弁護士会 東北税理士会宮城県支部連合会	《市町村等》 3 6 団体 仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 富谷市 蔵王町 七ヶ宿町 大河原町 村田町 柴田町 川崎町 丸森町 亘理町 山元町 松島町 七ヶ浜町 利府町 大和町 大郷町 大衡村 色麻町 加美町 涌谷町 美里町 女川町 南三陸町 宮城県